

議事要旨(1)実務対応報告公開草案「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い(案)」について

河本専門研究員から、適宜関係する実務対応報告の文案を参照して説明が行われた。

本件については、平成14年3月に公表された実務対応報告第2号の改正として、7月28日の委員会においてその内容を説明しているが、その後の修正点は以下のとおりである。

- ・平成16年制度改正等を契機とする退職給付会計に係る論点の検討の一環として検討することとしたことを明らかにするため、「目的」の記載を修正した。
- ・追加したQ9(例外処理から原則法への移行)について、これまで記載していた代行部分についての扱いを削除し、拠出額を費用処理することのみ明示する記載に改めた。ただし、8月21日の専門委員会でこの記載につき意見があったため文言については若干修正する予定である。
- ・追加したQ10(例外処理から解散等の処理)について、原則法による終了の処理に「準じて」拠出額を費用処理することを記載した。
- ・Q11(原則法から例外処理への移行)を追加することとした。現行案では引当金の戻り益を一時に計上することとなるが、専門委員会では、複数事業主制度への移行に伴って例外処理が当然に採用されるような記載はミスリードとなるためこのQを設けること自体不要ではないかという意見、また、引当金と計上していた額が一時に益に計上されることに違和感がある等の意見が出されており、現在さらに検討中である。

上記の説明に対して以下の意見があった。

- ・Q11について、現行では、引当金の戻り益を一時に計上するケースと、その後の特別掛金と相殺するように引当金を取崩していくケースの2つがあると思われるが、どちらがよいかは決めにくい。原則法と例外処理のゆがみから益が生じると考えられるが、これを割り切るのであれば現行案となると思われる。また、専門委員会では、別途、例外処理における引当や開示の検討を行っていることから、その議論の後に当該事項について合わせて検討することも考えられるため、現行案で公開草案として提示して意見を聞くことも考えられる。
- ・Q11について、事業主の債務は変わらないにもかかわらず、会計上は退職給付債務の消滅が生じた処理を行うことに違和感がある。もう少し、限定をつけて消滅する場合を記載することを検討する必要があるのではないか。

上記の意見も踏まえ、さらに検討することとされた。

以上